

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷八十第

行發日一月五年三十正大

論叢

投資と租税……………法學博士 神戸 正雄

フオンウイゼの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

水戸藩常平倉の成立……………經濟學博士 本庄榮治郎

海運同盟に對する英吉利の態度……………法學士 小島昌太郎

時論

自作農地創定施設要項を評す……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

スミスの學說に關して福田博士の教を乞ふ……………經濟學士 谷口 吉彦

マルクスの勞賃論……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

スミスの植民地觀の由來と地位……………經濟學士 長田 三郎

雜 錄

アダム・スミスの植民地

觀の由來と地位

長 田 三 郎

思想が時代を造るか、時代が思想を造るかは容易に斷定し能はざるところであるが、凡そ社會の環境が、人の思想に影響することの甚だ大なるは之を否むことが出来ない。故に、ある時代のある社會に於ける人の思想を、能く理解せんとせば、その時代、その社會に於ける環境が特定人の思想上に影響せし所を度外視することは出来ないのである。經濟學の父としての

アダム・スミスの思想も亦此例に漏れない。されば彼が幾歲月の間、(註)心血を吐露して思索を廻らし、一七七六年に第一版を公にし、その

後屢々版を重ねた「諸國民の富」を讀むに當ても、當時の世態と彼の思想との關係を、考慮せずしては、スミスの思想を十分吟味することは出来ぬ。ウォルター・ベージョット(W. Bagehot)が前には某雜誌²⁾に於て、又後には「傳記研究」に於て「人としてのアダム・スミス」なる題目の下に「諸國民の富を正當に解釋せんと欲するものは、何人と雖先づ謂ふ所の歴史的方法を適用して著者が如何なる經驗を嘗めたか、又その經驗を如何にして纏め上げたかを解説せねばならぬ³⁾」と言つて居るのは蓋し這般のことを表示せるものであらう。

從來スミスの植民地觀の内容に就ては、幾多の學者がこれを説明し、又は略説することに努めたのであるが、私は今それに就て述ぶることを止め、此所には當時の社會的環境が彼の思想上に如何様な影響を與へたかてふことの一斑を窺知するの一方便として、スミスの一著述中に現れて居る「植民地に就て」と云ふ一章、及び彼の植民地觀を研究する上に見逃すことの出來

1) Adam Smith, The Wealth of Nations, 1776.

2) W. Bagehot. "Adam Smith as a Person" Forthnightly Review, Vol. XX.

3) W. Bagehot, Biographical Studies, 1881, p. 247.

ない他の章句が『諸國民の富』の上に如何にして發生し來りしやの由來と、並に斯様な由來をもつそれ等の論説が『諸國民の富』の上に於て如何様なる地位を有するものであるかてふこと此等二個の問題を取扱つて以て彼の思想を吟味するの資に供したい。

吾人は先づその由來を尋ねんとするのであるが、これがためには便宜上二つの部門に分ち、第一には『植民地に就て』てふ一章が如何にして『諸國民の富』の上に現れて來たかといふ問題を取扱ひ、第二には彼の植民地觀を攷究する上に見逃すを得ざる他の章句が如何にして同著の上に現れて來たかてふことを考察して見たい。

第一の問題を吟味せんがためには、彼が一七六三年乃至四年度か、又はその前年度に於て、英國グラスゴウ大學で講義した稿本と『諸國民の富』の第一版との異なる點に就て一瞥を與ふるの必要がある。蓋し諸學者の考證する所に據れば、彼のグラスゴウ大學に於ての講義の稿本たる『正義・行政・歳入及軍備』の中、正義を除外

したもので、即行政・歳入・軍備に關する部分は、實に後年の『諸國民の富』の前身を成すものなりと見做し得るものであるからである。

然らば右の稿本と『諸國民の富』第一版との間に於ける重要な差異にして本間に關係ある點は如何。『諸國民の富』第一版に於ては右の稿本よりも増補せられたる所あると共に、又削除せられた所も存するが、就中、第一版の第四編第七章に新に『植民地に就て』てふ一章が附加せられたことは大に注意するの必要がある。固よりその間に彼が佛蘭西に旅行し、チュルゴ、ケネー等の幾多の碩學者と交を訂し、思想上得たる所多大なるは之を度外視することが出來ないが、又スミスが右の稿本より『諸國民の富』第一版への思索を廻らしつゝ、あつた時代は、これを哲學上より觀れば啓蒙時代であり、これを經濟上より觀れば、當時歐羅巴各國が所謂重商主義の餘弊に苦める時代であり、又これを政治上の大事件に就て觀れば、英國政府が一七六五年に印紙條例(Stamp Act.)を亞米利加植民地に發布

- 4) Adam Smith, Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, Ed. E. Cannan, 1896.
- 5) Lectures etc. Editor's Introduction pp. 13—14. E. Cannan's ed. The Wealth of Nations, 1920, Vol. I, Editor's Introduction, pp. 18, 19. 河上博士、近世經濟思想史論、八頁—十頁。小泉教授、アダム・スミス略傳並に國富論諸版本に就て、三田學會雜誌、第五卷第三號、十五頁。

し、越えて一七六七年には茶税を均しく同植民地に課し激烈なる反抗をかひ、更に一七七五年には亞米利加獨立戰爭の始る等のことがあつて、英國々民は朝野共に植民地問題に就て苦き經驗を嘗めつゝある時代であつた。斯る時代に右の講義の稿本の削除増補と共に同著第一版に『植民地に就て』てふ一章が新に附加せられたことは、大局上から考へても當時の社會的環境が彼の思想上に影響せしものと見るを得べく、又同章中に於て個人又は會社に許容さるゝ凡ての獨占に大なる反對を唱へ、第十七・八世紀に植民地貿易を營むために起つた諸特許會社に反對し、重商主義に則る總有る諸規定の弊害を指摘し、『植民地貿易の獨占は、重商主義の他の總ての卑劣有害なる方策と同じく、當該獨占の設定せられ居る國の産業を少しも増進せしむることなく、却て反對にこれを減退せしめ、以て他の總ての國の産業、就中植民地の産業を抑壓するものである』と言ひ、植民地貿易の獨占の結果は常に且必然的に有害なるものであるとなし、

更に甚しきは、植民地貿易上重商主義に則る總有る諸規定は、實に國家の状態に危險なる不秩序を齎すのみでなく、又少くとも一時は更により大なる不秩序を惹起せしめなければそれを治することが出来ないものであると迄も極論して居るが如き、又均しく同章中に於て『現時の動亂』なる文字を使用して、亞米利加植民地の叛亂を表示せるあるを見ては、部分的にも尙當時の社會的環境が彼の思想上に影響し、彼の著述中にその思想が現はるゝに至りしものなることを窺知するに難くないのである。斯様な世相と思想との接觸よりして、右の一章が『諸國民の富』に現れて來た一原因なりと考へらるゝのである。

次に第二の問題に就て考察を試みんとするのであるが、私はこれについては同著第三版を第一版と比較して以て此問題を解決して見たいと思ふのである。蓋し一七七八年二月に出版せられた『諸國民の富』第二版は、利潤地代の發生に關する學說中、若干の變更が加へられ、又脚註

6) Nicholson, A Project of Empire, 1909, p. 10 and pp. 185—186. Morris, The History of Colonization, 1900, Vol. II, p. 71. 關博士、ニコルソン教授の帝國主義觀を讀む、國民經濟雜誌第八卷第六號、九五頁—九九頁。河津博士、アダム・スミスの生涯と環境、經濟學論集第二卷第一號、一九三—三十一頁。村松學士、アダム・スミス年譜、商學研究第三卷第一號、三六頁。

が附せられ、その他字句の訂正が行はれたが、これ等は今私が研究せんとすることには餘り深き關係があるやうには思はれない。處が一七八四年の末頃發行せられた同著第三版は、舊に卷數が従前の二冊に一冊増して三冊とせられたるのみならず、以後述ぶるが如き種々なる點——殊に私の研究上逸することの出来ない文言の増補がせられて居る、そして第三版以下の諸版本は別段これといふ變化がないのである。斯様な次第であるから私は第一版と第三版とを比較せんとするのである。⁷⁾

惻然らば本研究の必要上右兩版の間に於ける差異は如何なるものであるか。抑第三版が未だ上梓せられざるに先立つこと二歳、即一七八二年に彼は第三版の増補として東印度會社の研究をなし、次で公刊の第三版には、重商主義の結論・特殊部門の便宜のため必要な公共事業並に使用に就ての一節・對佛貿易の不合理及諸種の戻税に就て詳述したる章句を増補して居るのである。就中同著の第四編第八章を成す「重商

主義の結論」の一節には

『去りながら、我亞米利加及西印度の統治のために設けられた諸法制の結構に於て、内國消費者の利益が、生産者の利益のために犠牲に供せられて來たことは、英國の他の總ての商業上の諸規定に於けるよりも尙一層甚しきものである。一大帝國は單に一の消費者國を起さんがために建設せられたるものであつて、固より當該消費者は我國の諸生産者の供給し得る所の貨物を悉くその店舗より購入せねばならぬ。此獨占が我生産者に與へし價格の小騰貴のために、内國消費者は此帝國の維持費及國防費の全部の重荷を負擔せしめられた。此目的、而かも只此目的のため丈に、最近の二戰爭に於て二億萬磅以上消費せられ、且同一の目的を以て昔時の諸戰爭に費された總ての經費以外に尙一億七千萬磅以上の新債が起された。此負債の利子すらも植民地貿易の獨占に依つて儲けられた異常なる全利潤よりも大なるのみならず、亦此植民地貿易の全價

7) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, 1st ed., 1776, Vol. II, p. 217. E. Cannan's ed., *ibid.*, Vol. II, p. 111.
 8) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, 1776, 1st ed., Vol. II, pp. 210—213 and p. 222. E. Cannan's ed., *ibid.*, Vol. II, pp. 106—108 and p. 115.
 9) E. Cannan's ed., *ibid.*, Vol. I, Editor's Introduction, p. 16 fg. 小泉教授、前掲論文、前掲書、九頁。

値、又は平均して年々植民地に輸出され来た財の全價值よりも大である。』¹⁰⁾

と述べて、重商主義の批難を植民政策上より恰も英國民に激して居るが如き筆を以てし、又同章中のある所には『不祥の經驗』てふ文字を使用して北米植民地の叛亂を表示して居るのである。加之、同版の最終の頁が、ニコルソン教授の言を籍れば『分裂か現實結合か』(Alternative of Disintegration or Real Union.) てふ次項に述ぶるが如き植民論に關する激越なる言句を以て終て居り、そして此言句はそれ以後の『諸國民の富』の諸版本に於ても均しく筆を擱かれたる結句である。是に於てか吾人はスミスの思想とその背景との關係に就て若干考へざるを得ない。¹¹⁾

惟ふに第三版は、一面に於ては一七七六年七月四日、亞米利加植民地が獨立宣言書を天下に公にし、翌一七七七年植民地十三州が永久に合衆國として結合すべきことを誓ひ、同年六月その國旗を制定する等の事件の存すると共に、他

雜錄 アダム・スミスの植民地觀の由來と地位

面に於ては、一七八三年に英國議會には『東印度會社の優良なる管理に關して規定を設くべき法案』(An act for establishing certain regulations for the better management of the affairs of the East Indian Company.) の通過したる等、植民地に關連せる諸問題の起りつゝある間に増補せられたものであるが故に、彼の思想は時勢の影響を受けて、此版に於ては右の如き増補と共に斯様に激越なる言句を入れしめたのであらう。實にニコルソン教授がその著の序文に於ても、亦本文中に於ても、印度の獲得北米植民地の喪失を以て『諸國民の富』の編著に影響せる歴史上の條件として擧げしが如き又レイが『亞米利加問題は當時の重大問題であつた。該植民地は既に先年積極的叛亂のこゝとあり、且又その後幾日月ならずして獨立宣言發布のことがあつたが故である。スミスも亦隨つて拱手傍觀するを得なかつた。』¹²⁾と言つて居るが如きは蓋し適許であつて、スミスの思想が當時の世態の影響を受けたか否かを證明するに與て力あるものである。

第十八卷 (第五號 一四九—一〇二)

10) Adam Smith, *ibid.*, 1784, 3rd ed., Vol. II, p. 516. E. Cannan's ed., *ibid.*, p. 160.
11) Adam Smith, *ibid.*, 1784, 3rd ed., Vol. II, p. 493. E. Cannan's ed., *ibid.*, p. 146.

第一版より第三版に移る 斯様な時間的經過は、その間に世態の變遷を惹起せしめて、斯る世相とスミスの思想との接觸がスミスをして第三版に彼の植民地觀を研究する上に見逃し能はざる章句を殘さしめた一原因を成すのであらう。

以上私は彼が講義の稿本と『諸國民の富』第一版、及第一版と第三版とを比較することに依つて、彼の植民地觀の『諸國民の富』の上に於ける發生的由來を知るを得、當時の社會的環境が如何に彼の思想上に影響を及ぼしたかてふことの一斑を窺知するを得たのである。

(註) ニicholson 教授はその著 "A Project of Empire" 一八五頁に於て、又堀切善兵衛氏は三田學會雜誌第五卷第三號九三頁に於て、共にアダム・スミスが『諸國民の富』を出版する迄に、實に二十有七年を要したと言つて居る。惟ふにスミスが道徳情操論(The Theory of Moral Sentiments) 第一版を倫敦より出版したのは、一七五九年のことにして、同著の末尾に "Another discourse to endeavour to give an account of the different revolutions they have undergone in the different ages and periods of society,

not only in what concerns justice, but in what concerns police, revenue, and arms, and whatever else in the subject of law", とあるを觀ても、スミスが『諸國民の富』そのものでなくとも、その著の前身を成すグラスエウ大學での講義の骨子なりとも考へて居たと思はるゝから、一七七六年に『諸國民の富』第一版を公刊せられた時から溯上つて、二十有七年間、彼が考へた成果であると言ふのも強ひて過言といふことは出来なうであらう。尙竹内學士譯『富國論』第二卷一〇二頁一〇三頁にも次の様なことが記せられて居る固より私が右に述べたことは多少趣を異にするが、尙參考たるを失はないから左に引用する次第である。『The Theory of Moral Sentiments London, G. Bell and Sons, 1911. の最終頁(五〇三)には既に彼が富國論の計畫を立て、居た事が讀まれるのである。……』

二

然らば斯る由來をもつて生れて來た彼の植民地觀は『諸國民の富』の上に於て如何なる地位を有するものであるか。この點に就ては私は(一)彼の思想の全體と部分との關係より、(二)分量上より、(三)文言上より、(四)スミス自身の書簡上等の方面より觀察してみたいと思ふのである。

- 12) Nicholson, *ibid.*, p. 10 and pp. 185—186. 堀切善兵衛、アダム・スミスの植民論、三田學會雜誌第五卷第三號。谷口彌五郎、アダム・スミスの思想、三〇四頁—三〇五頁。
 13) Nicholson, *ibid.*, p. 10 and pp. 185—186. Morris, *ibid.*, p. 71.
 14) J. Rae, *Life of Adam Smith*, 1895, p. 382.

第一にスミスの思想の全體と部分との關係

——即「諸國民の富」を通じての彼の根本的思想と、彼の植民地觀に於ける此思想の表現との關係——から推してみたい。そこで彼の根本的思想とは何であるかといふに、それは一般に知られて居るが如く、當時の社會上の拘束的・制限的の潮流に逆ひて、自然的自由組織の樹立を高調することを主眼としたのである。處が彼は此根本的思想を母國對植民地の關係に於て力説して居る。例へば

「母國の獨占的貿易は、一般には總て此等國民の享樂及産業を、又特に亞米利加諸植民地のそれ等を減縮せしめ、又は少くとも獨占なかりせば此享樂及産業が伸張すべきものをなさしめない傾向がある。此獨占貿易は人類の大部分の仕事をやつてなさしむる一大原動力に對する千鈞の重壓である。そは植民地の生産物を總ての他の國々に於けるよりも高價ならしむるに依つて、植民地の生産物の消費額を減少せしめ、而てこれに依つて植民地の産

業を收縮し、併せて總ての他の國々の享樂並に産業をも收縮せしむるものである。』¹⁾

「所得の總有る根本的源泉、即勞働の賃銀・土地の地代・資本の利潤は、此獨占のない時に比すればその豊富の度を獨占に依つて一層減じられる。一國に於ける一小階級の人々の小利益を増進することは、其國に於ける他の總ての階級の人々の利益を害し、併せて他の總ての國々に於ける總有る人々の利益を害する²⁾」
と言つて對植民地貿易の獨占は常に且必然的に有害なる結果を齎すものなりとなし、或は植民論の到る所に於て、植民政策上、人的・場所的・時間的・數量的の諸制限及拘束の弊害又は不利を指摘し、「完全なる自由と正義との自然的制度」(The natural system of perfect liberty and justice) の樹立を盛に論じて居る。即彼の言葉を用ひて證明すれば、

「良好なる土地の潤澤、及己が事務を自身に處理するの自由は、總ての新植民地繁榮の二大原因たるが如く思考せらる³⁾」

1) Adam Smith, *ibid.*, 3rd ed., Vol. II, pp. 403-404. Adam Smith, *ibid.*, 1st ed., Vol. II, pp. 192-193. E. Cannan's ed., *ibid.*, p. 93.
2) Adam Smith, *ibid.*, 3rd ed., Vol. II, p. 437. Adam Smith, *ibid.*, 1st ed., Vol. II, p. 219. E. Cannan's ed., *ibid.*, p. 112.
3) Adam Smith, *ibid.*, 3rd ed., Vol. II, p. 370. Adam Smith, *ibid.*, 1st ed., Vol. II, p. 166. E. Cannan's ed., *ibid.*, p. 73.

『去れば植民地貿易は如何にして漸次に公開せらるべきか、先づ第一に除去せらるべき制限は何であるか、又最後に除去せらるべき制限は何であるか、更に如何にして自由と正義との自然的制度が漸次に回復せらるべきか、此問題を解決するには吾人はこれを將來の政治家及立法家の知慮に任せざるを得ない。』⁴⁾と論じて重商主義の總有る諸規定が齎す不幸なる結果を除去せんことを主張して居るを觀ても明である。斯の如き次第であるから、吾人はその間に彼の植民地に對する態度の熱烈なるものあるを觀取し得べく、このことはやがて『諸國民の富』に於ける植民地觀の地位を察知せしむる一方法たるべきものである。

第二に分量上から觀察するに、彼の植民地觀は當に第七章『植民地に就て』てふ章のみならず、次章の『重商主義の結論』も亦均しくそれを成すものであり、その他にも所々に植民地に關する意見が散在するも、私は主として前二者を合して植民地觀の地位を窺ひ度い。固より量の

多きは以てその地位を知るの唯一の理由ではないが、而も猶それを知る一方便たり得るものと思せば、彼が第一版の總頁數千九十餘頁に於て、第七章に百十頁を費し、第三版の總頁數千四百八十餘頁に於て第七章に百四十頁、第八章に三十餘頁即合して百七十有餘頁を費して居ることは、他の諸章との比較に於て植民地觀の『諸國民の富』上に於ける地位を知り得る一方法たるを失はないのである。

以上二つの點に就てニールソン教授が『植民政策を論ずる章は、諸國民の富中、最も長き一章にして、且全編に對して適當の結論を成す章によりて補完せらる。』⁵⁾と言つて居るのは蓋し之を證して餘あるだらう。

第三に文言上から推すのであるが、先にも一言したやうに、第三版並にそれ以後の諸版本の最終の頁が

『帝國支持のための歳入にも、武力にも何等寄與せない地方は、之を領土なりとは考ふることを得ない。彼等は帝國の附屬物又は外觀の

4) Adam Smith, *ibid.*, 3rd ed., Vol. II, p. 427. Adam Smith, *ibid.*, 1st ed., Vol. II, p. 211. E. Cannan's ed., *ibid.*, pp. 106-107.

5) Nicholson, *ibid.*, p. 188.

盛美を粧ふ武仗の一種と見做さるゝものであらう。併しながら、若し帝國が此武仗を維持すべき費用を支へ得ないとすれば、それは無論放棄すべきである。又その費用に比して歳入を増加し得ないとすれば、それは少くとも費用を歳入に調和せしめなければならぬ。植民地が英國の租税に應じないに拘らず、猶英帝國の領土として考へらるゝならば、大英國は將來の戰爭に於て、彼等の保護のために、従前の戰爭に於けると同様に莫大なる費用を負ふだらう。大英國の爲政者達は過去一世紀以上の間、大西洋の西岸に大帝國を有すてふ空想を以て人民を歡ばしめた。去りながら、此帝國は今日迄唯空想上に存在したるのみ。それは今日迄帝國ではなくして、唯帝國の企圖であり、金鑛ではなくして、唯金鑛の企圖たるのみであつた。而てその企圖たるや現に費用を要し、又今後とも引續き費用を要するものであり、而かも從來と同一の針路を遂はばそは莫大の出費を要するのみで得る所は毫

もないであらう。蓋し既に述べたるが如く、植民地貿易の獨占の結果は、人民の大多數に利益はおろか、損失を齎すが故である。故に今の時は儘に吾人の爲政者達は恐らく彼等自身が人民と共に耽溺しつゝある此金華の夢を實現せしむるか、然らざれば彼等自ら此夢より醒むると共に又人民を覺醒せしむるに努力すべきの秋である。若し此企圖にして達成する能はないならば、それは當然放棄すべきである。英帝國の何れの領土にせよ、全帝國維持のために何等寄與する所がないならば、今の時は儘に大英國は自ら戰時に際し、是等領土を防護するの費用より、又平時に於ても、彼等の文武費用を維持するがための負擔より免れ、帝國將來の方針及企圖をして、専ら平凡なる英國の實情に適應せしむるに努むべき時である。』

どの『分裂か現實結合か』てふ激越なる言句を以て夫の研究を終つて居る。これに對しては彼は毫も躊躇することなく、植民地を獨立せしめて

6) Adam Smith, *ibid.*, 3rd ed., Vol. III, pp. 464—465. E. Cannan's ed., *ibid.*, Vol. II, pp. 432—433. Nicholson, *ibid.*, pp. 206—207. 山本博士、スミスの對植民地策、經濟論叢、スミス紀念號、二六二頁—二六三頁。堀切善兵衛、前掲論文、前掲書、九四頁—九五頁。谷口綱五郎、前掲書、三〇四頁—三〇五頁。

所謂「一方に於ては親としての母國の愛情と、他方に於ては子としての植民地の尊敬」とが、母國對植民地間に生じ、「最も信實なる、愛情に満ちたる寛大なる同盟國」たらんとの友情的分離の企を幻影的にして、又領土統治上の根本概念に反するものとしてこれを拒絶し、或は植民地の經費及課稅等の問題を論じ、又各國の植民史及植民地史を精細に論述したる後、「自由政治組織」(System of free government) 即その内容よりせば今日の所謂自治政府の樹立を主張し、それによつて母子兩國間の連鎖を一層鞏固ならしめんことを提議して居るのであるが、とも角右の言句は彼が植民地觀の地位を察知せしむるに足るものである。レイがその著に於て、スミスが如何ばかり植民地問題に就て熱心であつたかてふことを言はんがために、「吾人は諸國民の富の末尾に於ける愛國の趣旨と切望との大なること、又植民地行政の全體の問題に就て、長きに互る特段の研究をなし、當時行はれたる善惡二つの議論を決定せるのみならず、一般の政策上にも自治政府を設くべしとする要求に到達せしことに於ても、それを知り得るのである。」⁷⁾と言つて居るのは、實に此第三方面のみならず、第一・第二の兩方面をも合せて證明するものと謂はざるを得ない。

第四即ち最後に、スミス自身の書簡上からも觀察することが出来るのである。即一七八二年にジョン・シンクレヤー (John Sinclair) が植民地問題に就て一冊子を纏め、これをスミスに贈りたるに、スミスは同年十月十四日附にて返書を出し、同書簡中には右に擧げたるが如きこと、即母國維持のために何等の寄與もせない領土のことを論じて居るが如き、又一七八三年十一月十五日附で、ウイリアム・エデン (William Eden) に宛てた書簡の一節にも、單にアイルランドの乾物商人又は英吉利の帽子商人の利益のために、亞米利加との貿易を制限することは、植民地をそれ自體のために不正であつて、又他との貿易には課せられない或る障礙をある特定の外國貿易に課するは不可なる旨を述べて居るが如き、吾人が一度是等の書簡を見る時は、彼の植民地觀の「諸國民の富」の上に於ける地位を、彼自身が裏書して居るが如き感がある。

以上私はアダム・スミスの植民地觀の「諸國民の富」の上に於ける由來及その地位てふ二個の問題を取扱ひ、これに依つて、當時の社會的環境が彼の思想上に及ぼせし影響の一斑を窺ひ得たのであるが、此のことはスミスの思想を檢討するに當つて、決して度外視してはならぬ處のものである。

7) Adam Smith, *ibid.*, 3rd ed., Vol. II, pp. 443-447, 452. E. Cannan's ed., *ibid.*, pp. 116-117, 121. Nicholson, *ibid.*, pp. 206-208, 211-213.
 8) Rae, *ibid.*, pp. 282-283.
 9) Rae, *ibid.*, pp. 381-386.